

# 自主保安検査実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、山口県採石法施行要綱（以下「要綱」という。）第17条第4号の規定による岩石採取場（以下「採石場」という。）の自主保安検査の実施について定めるものとする。

## (実施の主体及び目的)

第2条 自主保安検査は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）

第33条の規定により岩石採取計画の認可を受けた採石業者自らが、当該採石場の災害防止対策の充実及び計画的採掘の徹底を図るため、積極的に実施するものとする。

## (実施の時期)

第3条 自主保安検査は、第5条に規定する方法により、原則として毎年5月中に実施するほか、台風シーズン等災害の発生が予測される時期の到来前にも随時実施するものとする。

## (検査結果の報告)

第4条 要綱第17条第4号の規定により、毎年5月中に実施した自主保安検査については、その結果を自主保安検査報告書（要綱第21号様式）により、翌月10日までに知事に報告するものとする。

## (検査の方法)

第5条 自主保安検査は、原則として自主保安検査実施時における既認可計画等の遵守状況に係る次条第1項各号に定める事項及び基準並びに前回の自主保安検査実施時（初回の自主保安検査実施時にあつては、認可時とする。）以後における法等関係法令の遵守状況等を同条第2項に定める事項及び基準により実施し、その結果を自主保安検査報告書に記入するものとする。

ただし、該当する事項が存しない採石場は、当該事項の検査を省略し、自主保安検査報告書の当該事項欄を斜線で抹消するものとする。

## (検査事項及び基準)

第6条 前条に規定する既認可計画遵守状況の検査事項及び検査基準は次の各号に定めるとおりとし、円内の数字を基準点とする。

(1) 保全区域（保全区域を設けていない箇所は境界とする。以下同じ。）の確保

⑤ 計画どおり確保しており、切羽上部の状態は、採石技術指導基準書（平成15年版。以下「技術基準」という。）に適合している。

③ 計画どおり確保しているが、切羽上部の状態は、技術基準に適合しない。

① 保全区域は残しているが、計画どおり確保していない箇所がある。

0 保全区域が全く残っていない（境界まで剥土又は掘削している）箇所がある。  
又は、境界外まで剥土又は採掘している。

(2) 表土除去の状況

⑤ 採掘に先がけ10m以上適正に先行し、表土除去後の保全区域に接する法面（除去途中の表土法面を含む。以下この号において「法面」という。）の処理は技術基準に適合している。（真砂土等の風化岩石採取場にあつては、樹根等の処理を含め、必要な範囲で適正に行い、法面の処理も技術基準に適合している。）

③ 法面の処理は技術基準に適合させて除去しているが、10m以上先行していない。又は、10m以上適正に先行しているが、法面の処理が技術基準に適合していない。（風化岩石の場合にあつては、必要な範囲で行っているが、法面の処理が技術基準に適合していない箇所がある。）

① ほとんど除去していない。又は、必要以上に除去しているため、災害発生の可能性がある。

0 表土の崩壊、流出等がある。

(3) 崩壊及び転落石防止措置（崩壊及び転落石の可能性のある箇所のみとする。）

⑤ 起砕岩石、表土、浮き石等が隣接地に崩落するおそれのある箇所に必要な転落石防止施設、土留工、保護工及び立入禁止措置等を施している。

③ 立入禁止措置及び危険表示等は施してあり、万一崩壊等が発生しても河川、道路等の公共施設及び民家等への影響はない。

① 転落石防止施設等が十分でなく、万一崩壊等が発生した場合には、公共施設等の第三者への影響が懸念される。

0 崩壊、転落石等が発生した。

(4) 登坂道路の確保（終掘箇所は除く。）

⑤ 30%以下の道路勾配で頂部まで造成済みである。又は、30%以下の道路勾配で採掘頂部まで造成済みであり、30%以下の道路勾配で頂部までの道路造成が可能である。

④ 40%以下の道路勾配で頂部まで造成済みである。

③ 40%以下の道路勾配で採掘頂部まで造成済みであり、40%以下の道路勾配で頂部までの道路造成が可能である。

② 40%を超える道路勾配で頂部まで造成済みである。

① 40%を超える道路勾配で採掘頂部まで造成済みである。

0 登坂道路が採掘頂部まで達成していない。

(5) 階段採掘の実施

⑤ 全切羽で階段採掘を実施し、切羽は技術基準に適合させ処理している。

③ 全切羽で階段採掘を実施しているが、切羽の一部は技術基準に適合しない処理を行っている。

① 一部で、傾斜面採掘等の階段採掘以外の方法で採掘を行っている。

0 一部で、すかし掘り等の危険な方法で採掘を行っている。

(6) 採掘途中のベンチの高さ

⑤ 各ベンチの高さが認可を受けた岩石採取計画の4-(1)採掘方法の階段高（以下この号において「計画」という。）の範囲内である。

④ 各ベンチの高さは、計画を超える高さが3m（真砂土等の風化岩石にあつては

- 1 m。)以下である。
- ③ 各ベンチの高さは、計画を超える高さが5 m（真砂土等の風化岩石にあっては2 m。）以下である。
  - ② 各ベンチの高さは、計画を超える高さが10 m（真砂土等の風化岩石にあっては3 m。）以下である。
  - ① 各ベンチの高さは、計画を超える高さが10 m（真砂土等の風化岩石にあっては3 m。）を越えている。又は、計画より高いベンチがあり、崩壊等のおそれがある。
    - 0 ベンチが高すぎるため崩壊した。
- (7) 採掘途中の掘削面の傾斜角
- ⑤ すべての掘削面の傾斜角が、認可を受けた岩石採取計画の4-(1)採掘方法の傾斜角（以下この号において「計画」という。）の範囲内である。
  - ③ 傾斜角が計画を若干超えている掘削面があるが、掘削面は安定している。
  - ① 傾斜角が計画を超えた法面があり、掘削面が不安定である。
    - 0 計画と異なる傾斜角であるため、掘削面が崩壊した。又は、オーバーハングとなったままの箇所がある。
- (8) 採掘途中のベンチの幅
- ⑤ 採取作業中の各ベンチの幅が、認可を受けた岩石採取計画の4-(1)採掘方法の階段幅（以下この号において「計画」という。）を維持している。
  - ③ 計画以下の幅の箇所があるが、採取作業に支障はなく、崩壊等のおそれはない。
  - ① 計画以下の幅の箇所があり、崩壊又は採取作業に支障を来たす等のおそれがある。
    - 0 計画以下の幅の箇所であるため、崩壊した。又は、計画どおりベンチの幅を確保できなくなったため、採取計画の遵守が不可能となっている。
- (9) 終掘残壁（既認可期間中に終掘となったもの。）の処理
- ⑤ すべての残壁において、認可を受けた岩石採取計画の5-(10)終掘終了時の措置の階段高、階段幅及び平均傾斜（以下この号において「計画」という。）を保持している。
  - ③ 計画どおりではない箇所があるが、すべての残壁において、平均傾斜及び階段高は計画を保持しており、崩壊等のおそれはない。又は、計画どおりではない箇所があるが、残壁の状況に応じ、よう壁等の適正な防災措置を必要な箇所に施しており、崩壊等のおそれはない。
    - ① 平均傾斜又は階段高が計画どおりでない。
      - 0 計画どおり採取しなかったため、崩壊等が発生した。又は、すかし掘りを行っている。
- (10) 破碎・選別・洗淨施設等
- ⑤ 破碎・選別・洗淨施設等を、認可を受けた岩石採取計画の4-(4)破碎、選別及び洗淨の機械・施設（以下この号において「計画」という。）のとおり設置し、適正に管理している。
  - ③ 計画のとおりではないが、計画の範囲内で設置し、適正に管理している。

- ① 計画外の機械・施設を設置しているが、管理は適正に実施している。又は、計画の範囲内であるが、管理は十分でない。
  - 0 計画外の機械・施設を設置しており、管理が十分でない。又は、機械・施設等の管理が十分でないため、地域住民から苦情等が出ている。
- (11) 埋め戻し・盛土の実施状況（廃土石の堆積は除く。）
- ⑤ 認可を受けた岩石採取計画に従い、防護柵、土留め、排水及び緑化等の防災対策を含め採取状況に応じ適正に実施している。
  - ③ 採取状況に応じた進捗状況は不十分であるが、防災対策は適正に実施している。
  - ① 防災対策が十分でない。
  - 0 計画と異なる方法（埋め戻し材料に無許可の産業廃棄物等を使用している場合を含む。）で実施している。又は、正当な理由がなく埋め戻しの実施が長期間遅延している。
- (12) 集・排水路の整備
- ⑤ 採取状況に併せ、全集水区域の水を集水できるようになっており、水路の通水能力・管理状況は十分である。
  - ③ 全集水区域の水を集水できるようになっているが、水路の通水能力又は管理状況が不十分である。
  - ① 全集水区域の水を集水できるようになっているが、水路の通水能力及び管理状況が不十分である。
  - 0 場内水が直接場外へ流出している。
- (13) 沈砂（澱）池等の汚濁水処理能力
- ⑤ 採石場の現況に応じ、場内水をすべて処理できる沈砂（澱）池等（シックナー等の汚水処理施設を含む。以下同じ。）を備え、降雨時等にも汚濁水を場外に排出したことがない。
  - ③ 沈砂（澱）池等を備え、場内水をすべて処理できるようにしているものの降雨時には汚濁水を若干排出したことがある。ただし、苦情が発生したことはない。
  - ① 汚濁水の排水による苦情が発生した。又は、場内水をすべて処理できるだけの沈砂（澱）池等がない。
  - 0 沈砂（澱）池等がない。（形式的には設置しているが、処理能力がほとんど認められないものを含む。）又は、汚濁水の排水による災害が発生した。
- (14) 沈砂（澱）池等の防護柵等
- ⑤ 計画どおりに防護柵が設置してあり、危険表示も十分である。
  - ③ 計画どおりではないが、防護柵・危険表示は設置してあり、過失による事故は防止できる。
  - ① 形式的には設置しているが、効果は認められない。又は、部分的にしか設置していない。
  - 0 まったく設置していない。（沈砂（澱）池がない場合も含む。）
- (15) 沈砂（澱）池等の浚渫・管理等
- ⑤ すべての沈砂（澱）池が、現に適正に浚渫・管理され、帳簿等からも適正管理が認められる。

- ③ 帳簿からは、管理状況が不明であるが、ほとんどの沈砂（澱）池が、現に適正に浚渫・管理されている。
- ① ほとんどの沈砂（澱）池で、現に適正な管理・浚渫がなされていない。
  - 0 沈砂（澱）池等がない。（形式的には設置しているが処理能力が殆ど認められないものを含む。）又は、土砂が排水口の高さまで堆積している沈砂（澱）池がある等、管理状況が極めて悪い。
- (16) 流末水路（排水口から直線距離で300m以内の他水系との合流点まで）の状況
  - ⑤ 汚染、破損等なし。
  - ③ 汚染等があるが軽微であり、苦情等は発生していない。
  - ① 下流に影響を及ぼす程度の汚染等がある。又は、苦情が発生している。
    - 0 汚染、破損等により、水路の機能を低下させている。
- (17) 騒音・振動災害の防止措置
  - ⑤ 認可を受けた岩石採取計画の5－(3)騒音・振動災害の防止措置（以下この号において「計画」という。）に従い適正な措置を講じており、苦情等は発生していない。
  - ③ 計画の履行状況は十分であるが、苦情等が発生している。
  - ① 計画の履行状況が十分でない。
    - 0 騒音・振動規制法等の基準値を越えている。
- (18) 粉じん災害の防止措置
  - ⑤ 認可を受けた岩石採取計画の5－(4)粉じん災害の防止措置（以下この号において「計画」という。）に従い適正な措置を講じており、苦情等は発生していない。
  - ③ 計画の履行状況は十分でなく、粉じんの発生が若干認められるが、外部への影響はなく、苦情も発生していない。
  - ① 計画をほとんど履行していない。又は、場外へ粉じんの堆積が認められる。又は、苦情が発生している。
    - 0 粉じんによる災害が発生した。
- (19) 飛石災害の防止措置（火薬類を使用する採石場に限る。）
  - ⑤ 認可を受けた岩石採取計画の5－(1)人身事故等の危険防止方法及び5－(5)飛石災害の防止措置（以下この号において「計画」という。）に従い、適正な措置を講じている。
  - ③ 計画どおり履行していないが、事故・災害防止のための最低限の措置は講じている。
    - ① 計画の履行が十分でなく、事故・災害の発生が懸念される。
      - 0 飛石災害又は第三者の人身事故が発生した。
- (20) 緑化対策
  - ⑤ 終掘箇所（堆積、埋め戻し終了箇所を含む。以下この号において同じ。）はすべて緑化施工し、活着可能な箇所についてはすべて活着している。
  - ④ 終掘箇所はすべて緑化施工し、活着可能箇所の80%以上で活着している。
  - ③ 終掘箇所はすべて緑化施工し、活着可能箇所の50%以上で活着している。

- ② 終掘箇所はすべて緑化施工しているが、活着が十分でない。又は、終掘箇所の70%以上は緑化施工し、活着可能箇所の70%以上で活着している。
  - ① 終掘箇所の50%以上は緑化施工しているが、活着が不十分である。
  - 0 終掘箇所の50%未満しか緑化施工していない。
- (21) 場内搬出路の状況
- ⑤ 計画どおり舗装、集・排水路及びグレーチング等を施工し、維持管理を適正に行っている。
  - ④ 概ね計画どおり施工し、維持管理は適正に行っている。
  - ③ 計画どおり施工しているが、維持管理がやや不十分である。
  - ② 概ね計画どおり施工しているが、維持管理がやや不十分である。
  - ① 維持管理が適正に行われていない。
  - 0 計画どおり施工していない。
- (22) 場外搬出路の状況（船舶による搬出の場合は、棧橋周辺海域の状況）
- ⑤ 場外運搬機械（船舶を含む。）による汚染、破損等なし。
  - ③ 汚染、破損等はあるが、清掃、補修等を実施し、道路（港湾等）管理上支障はない。
  - ① 汚染、破損等により、道路（港湾）管理者から指摘、指導等を受けた。又は、汚染、破損等により苦情が発生した。
  - 0 汚染、破損等による災害が発生した。
- (23) 廃土石の場内一時堆積
- ⑤ 認可を受けた岩石採取計画の8-(1)堆積の方法（以下この号において「計画」という。）に従い堆積し、適正に管理している。
  - ④ 計画に従って堆積し、管理が適正でない箇所が若干あるが、苦情又は災害の発生のおそれはない。又は、計画の範囲を超えているが、技術基準に従って堆積し、適正に管理しており、具体的な搬出計画に基づき、近日中に全量搬出することが可能である。
  - ③ 計画の範囲内で堆積し、管理が適正でないが、土留対策は十分であり、災害発生のおそれはない。又は、計画の範囲を超えているが、技術基準に従って堆積し、管理を適正に行っている。又は、計画の範囲を超えており、管理は適正でないが、技術基準に従い堆積しており、具体的な搬出計画に基づき、近日中に全量搬出することが可能である。
  - ② 計画の範囲を超えているが、技術基準に従い堆積している。
  - ① 計画の範囲を超え、技術基準に従わずに堆積している。又は、管理等が適正でなく、一時堆積に伴う災害発生のおそれ又は苦情の発生がある。
  - 0 一時堆積に伴う災害が発生した。
- (24) 廃土石堆積場（場外一時堆積も含む。）の設置及び管理
- ⑤ 認可を受けた岩石採取計画の8-(1)堆積の方法（以下この号において「計画」という。）に従い堆積している。
  - ④ 計画とは若干異なる方法で計画の区域内に堆積をしているが、土留対策及び排水処理ともに適正に行われ、災害の発生のおそれはない。

- ③ 計画とは若干異なる方法で計画の区域内に堆積し、排水処理はやや不十分であるが、土留対策は適正に行われ、災害の発生のおそれはない。
- ② 計画とは相当異なる方法で計画の区域内で堆積し、土留対策も不十分であるが、堆積量が少量であること等により、災害発生のおそれはない。
- ① 計画の区域外に堆積しているが、技術基準及び関係法令を遵守し、災害等の発生するおそれはない。又は、計画の区域内に堆積しているが、堆積方法等は計画と異なっており、災害発生のおそれがある。又は、堆積に伴う苦情が発生した。
- 0 計画の区域外に堆積しており、災害発生のおそれがある。又は、堆積に伴う災害が発生した。

(25) その他の管理状況

- ⑤ 製品等の貯石（堆積を含む。）は、認可を受けた岩石採取計画の5-(9)製品、中間破碎物等の貯石方法（以下この号において「計画」という。）に従って実施し、プラント等を含め清掃が徹底しており、場内には建設材料及び廃棄した重機等の放置並びに無許可による産業廃棄物等の搬入はなく、場内への第三者の立入防止措置は適正に講じられる等、整然と管理されている。
- ③ 製品等の貯石は、特定の場所で行っており、場内に無許可の産業廃棄物等を搬入しておらず、第三者の立入防止措置は適正に講じられている。
- ① 製品等の貯石場所は、特定されていないが、場内に無許可の産業廃棄物を搬入していない。
- 0 場内に無許可で産業廃棄物を搬入している。

(26) 採石現地技術指導講習会受講状況（回数は年度毎の受講修了証により確認する。）

- ⑤ 2回以上受講し、現地における技術改善が図られた。
- ④ 1回受講し、現地における技術改善が図られた。
- ③ 受講している。

2 前条に規定する法等関係法令の遵守状況の検査事項及び検査基準は次の各号に定めるとおりとし、円内の数字を基準点とする。

(1) 登録事項の変更に伴う適正な手続きの履行状況

- 0 登録事項に変更が生じた際は、速やかに登録事項変更届書を提出し、行政庁がこれを受理した。
- 1 処理はされたが、行政庁の指示を受ける等手続きが遅れた。
- 2 手続きを怠っており、処理未完。

(2) 採取計画の変更に伴う適正な手続きの履行状況

- 0 採取計画の変更が必要な場合は、予め速やかに岩石採取計画変更認可申請書（又は、岩石採取計画変更届書）を提出し、認可を受けて（又は、受理された後）変更計画に着手した。
- 1 変更届書の提出が、変更計画着手より遅れたが、自主的に提出し、受理された。
- 2 変更届書の提出が、変更計画着手より遅れ、行政庁の指導後提出し、受理された。又は、変更認可を受ける前に変更計画に着手したが、自主的に変更認可申請を行い、変更認可を受けた。

- 3 変更計画着手後、変更届書が受理されていない。又は、変更認可を受ける前に変更計画に着手し、行政庁の指導後提出し、変更認可を受けた。
  - 5 変更計画着手後、変更認可等の手続きが完了していない。
- (3) 区域外採取（表土のみの除去を含む）の有無
- 0 認可を受けた採取区域以外の箇所を採取（以下この号において「区域外採取」という。）していない。
  - 1 区域外採取を行っているが、保全区域等の認可を受けた岩石採取場の区域（以下この号において「認可区域」という。）内であり、採取範囲は採取区域境界から5mを越えておらず、採取面積は50㎡未満であり、かつ、採取量は300㎡未満で、採掘方法は技術基準に適合している。
  - 2 区域外採取の範囲は、採取区域境界から10m未満の認可区域内で、採取面積は100㎡未満であり、かつ、採取量は500㎡未満で、採掘方法は技術基準に適合している。
  - 3 区域外採取の範囲は、採取区域境界から10m未満の認可区域内で、採取面積は150㎡未満であり、かつ、採取量は1,000㎡未満で、採掘方法は技術基準に適合している。
  - 4 認可区域外を採取しているが、採取区域境界から10m未満の範囲内で、採取面積は200㎡未満であり、かつ、採取量は1,000㎡未満で採掘方法は技術基準に適合している。
  - 5 採取区域境界から10mを超えて採取している。又は、200㎡以上区域外採取を行っている。又は、1,000㎡以上区域外採取を行っている。又は、採取面積及び採取量にかかわらず、技術基準に適合しない方法により区域外採取を行っている。
- (4) 業務管理者の義務履行状況等
- 0 業務管理者が法定義務をすべて履行している。
  - 1 法定義務の履行は認められるが、採石業の遂行において、軽微な違反等により行政庁から指導・指摘等を受けている。又は、地元住民からの苦情が発生する等のトラブルが発生している。
  - 2 採石業の遂行に支障はないが、法定義務の一部を履行していない。
  - 3 法定義務の履行を怠ったため、採石業の遂行に支障が生じている。
  - 5 業務管理者がいない。又は、事業主等において、業務管理者の指示に従わない等の法第32条の12第2項の規定に違反する事実があった。
- (5) 業務管理者講習会受講状況（受講者証により確認する。）
- 0 毎年1回以上、当該採石場担当業務管理者及び事業主（担当役員等の事業経営の任にある者を含む。以下この号において同じ。）が、それぞれ受講している。
  - 1 毎年1回以上、当該採石場担当業務管理者又は事業主が、受講している。
  - 2 受講していない年があるが、直近3年のうち、2年分は受講している。
  - 3 過去1回以上受講している。
  - 4 受講実績なし。
- (6) 認可の条件の履行状況（履行したもの又は履行期限の到来したものに限る。）



- 0 法第33条の7の規定により認可の条件（以下この号において「条件」という。）を附せられた場合、当該条件のとおり履行した。
- 1 期限には遅れたが、苦情、災害の発生等の支障はなく、履行した。
  - 2 条件に従い着手したが、不可抗力により、履行遅延している。
  - 3 期限に遅れているが、支障はなく、当該認可期間中に、履行可能である。
  - 4 当該認可期間中の履行は困難であるが、支障なく、当該認可期間満了後、速やかに履行できる可能性がある。
  - 5 履行困難。又は、履行までに相当の期間を要す。又は、履行遅延による苦情、災害の発生があった。
- (7) 変更・緊急措置命令等の履行状況（履行したもの又は履行期限の到来したものに限る。）
- 0 法第33条の9の規定による認可採取計画の変更命令、法第33条の13の規定による緊急措置命令等（以下この号において「命令」という。）を受けた場合、当該命令のとおり履行した。
- 1 期限には遅れたが、苦情、災害の発生等の支障はなく、履行した。
  - 2 命令に従い着手したが、不可抗力により、履行遅延している。
  - 3 期限に遅れているが、支障はなく、当該認可期間中に履行可能である。
  - 4 当該認可期間中の履行は困難であるが、支障はなく、当該認可期間満了後、速やかに履行できる可能性がある。
  - 5 履行困難。又は、履行までに相当の期間を要す。又は、履行遅延による苦情、災害の発生等がある。
- (8) 指導・指示の履行状況（履行したもの又は履行期限の到来したものに限る。）
- 0 処理要領第20条に規定する指示等（以下この号において「指示」という。）を受けた場合、当該指示のとおり履行した。
- 1 期限には遅れたが、苦情、災害の発生等の支障はなく、履行した。
  - 2 指示に従い着手したが、不可抗力により履行遅延している。
  - 3 履行が容易でないものにあつては、期限に遅れているが、支障はなく、当該認可期間中に履行可能である。
  - 4 当該認可期間中の履行は困難であるが、支障なく、当該認可期間満了後、速やかに履行できる可能性がある。又は、履行が容易なものにあつては、期限に遅れているが、支障はなく、当該認可期間中に履行可能である。
  - 5 履行困難。又は、履行までに相当の期間を要す。又は、履行遅延による苦情・災害の発生があった。
- (9) 標識の設置等
- 0 要綱第17条第2号の規定による標識（以下この号において「標識」という。）を、採石場入口付近等の第三者にも見やすい場所（以下この号において「確認容易な場所」という。）に設置している。
- 1 標識を、採石場入口付近等ではあるが、第三者には確認困難な場所（以下この号において「確認困難な場所」という。）に設置している。又は、要綱第17条第2号の規定による標識とは若干異なるが、認可の概要は確認可能な標識を、確認容易

な場所に設置している。

- 2 認可の概要は確認可能な標識を、確認困難な場所に設置している。又は、認可の概要は、確認困難な標識を確認容易な場所に設置している。
- 3 認可の概要は確認困難な標識を、確認困難な場所に設置している。又は、標識を、採石場内等の第三者には確認不可能な場所に設置している。又は、採石場付近に標識を設置していない。

ただし、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号。）第8条の19第4項各号のいずれかに該当する場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（ウェブサイトへの掲載）により公衆の閲覧に供していない場合は、上記評点から1を減ずる。なお、評点の下限は-3とする。

(10) 帳簿の記載・備え付け

- 0 法第34条の2の規定による帳簿（以下この号において「帳簿」という。）を備え付け、毎日適正に記載し、過去2年間の帳簿を保管している。
- 1 帳簿を備え付け、過去2年間の帳簿を保管しているが、記載内容が十分でない。又は、内容は十分であるが、過去2年間の帳簿を保管していない。
- 2 帳簿を備え付けているが、記載内容が十分でなく、過去2年間の帳簿を保管していない。
- 3 帳簿を備え付けていない。

(11) 災害（軽微な災害を含む。労働災害は除く。）の発生及び処理状況

- 0 災害は全く発生していない。
- 1 採石業者の責任により発生したが、災害の程度が軽微であり、行政庁への通報等を直ちに行うとともに適正に処理し、復旧及び再発防止措置等の必要な措置を講じた。（以下この号において「解決」という。）
- 2 採石業者の責任によるもので、軽微な災害であり、解決したが、処理の遅れ等により行政庁に苦情が入った。
- 3 採石業者の責任により発生し、解決したが、解決に行政庁等の指導を要した。
- 4 同一内容の災害の発生を繰り返した。
- 5 災害が発生し、認可期間中に解決する見込みがない。又は、人身災害あるいは公共の福祉に反すると認められる程度の災害が発生した。

(12) 紛争の発生及び処理状況

- 0 紛争（災害に関連したもので、土地所有権争い等の純民事紛争は含まない。以下同じ。）は、全く発生していない。
- 1 紛争が発生したが、行政庁への通報を直ちに行うとともに、速やかに処理し、相手の了解を得た。（以下この号において「解決」という。）
- 2 解決したが、処理の遅れ等により、行政庁等へ苦情が入った。
- 3 認可期間中に解決の見込みがない。

(13) 自主保安検査報告書の提出状況

- 0 要綱第17条第4号の規定による自主保安検査報告書（以下この号において「報告書」という。）を、適正な内容で毎年期限（毎年6月10日）までに提出している。

- 1 期限後の提出を含めれば、毎年8月末日までに適正な内容を提出している。又は、毎年期限内に提出しているが、検査内容が採石場の現況と相当異なる報告書を提出した。
  - 2 期限後の提出を含め、毎年8月末日までに提出しているが、検査内容等が採石場の現況等と相当異なる報告書を提出した。
  - 3 8月末日までに1回以上提出しなかったことがある。
  - 4 提出実績なし
- (14) 関係他法令の遵守状況
- 0 指摘、指導及び処分等は全く受けていない。
  - 1 軽微な違反により、文書又は口頭による指摘、指導等を受けた。
  - 2 始末書の提出等の指示を受けた。
  - 3 施設等の改善命令等の処分を受けた。
  - 4 操業停止等の処分を受けた。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

(自主保安検査実施要領の廃止)

2 自主保安検査実施要領（昭和61年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。